

海外労働事情

フランス

学生、労組の強い反発で CPE廃案、新雇用促進 法導入へ

シラク大統領は、二〇〇六年四月二〇日、既に公布された「機会均等法」の一条項である「初回雇用契約 (Contrat Première Embauche=CPE)」を撤廃し、新たな雇用促進策の導入をめざすことを発表した。CPEは、同年一月一六日、雇用創出を優先課題に掲げるド・ヴィルパン首相が、新たな雇用促進政策の一つとして発表したもので、依然として高い失業率が続く若年者(二六・二五歳(注1))の雇用促進を目的とする。二六歳未満の雇用について二年間の試用期間を設け、この間は理由なしの解雇であっても可能とする。同首相は「雇用のための闘いの第二ステージ」として、効果への期待を強調していた。



不安定化につながるとして学生および労組らが強く反発。若者を中心に抗議運動が全国的に広がるなかでの法案成立となった。政府の半ば強引な決定に、若者らの抗議の声はさらに広がり、大規模なデモが続いた。こうしたなかシラク大統領は、三月三十一日、学生団体らが反発する同法の部分修正を命じたうえで、同法への署名、公布を表明した。しかし、学生・労組はあくまでも「CPEの完全撤廃」を強く要求。これを受けて、シラク大統領及びド・ヴィルパン首相は、CPEの事実上の撤回を表明。四月一三日には、労組などからの意見を聞いていた与党の国民運動 (UMP) が、新たな機会均等法を提出。上下両院議会でスピーと可決され、およそ三カ月にもおよんだCPEをめぐる仏社会の混乱は、ようやく収束する気配をみせた。

初回雇用契約 (CPE)

二六歳未満の若者を対象とした新しいタイプの期間の定めのない雇用契約(注2)。二六歳未満の若者を採用した場合、最初の二年間は一日以上前に予告さえ行えば、企業はいづでも解雇理由の説明なしに自由に解雇することができる。従業員数二〇人以上のすべて

の企業において実行可能。ド・ヴィルパン首相は、「解雇が容易になるために、企業は積極的に若年者を採用する」と主張していた。

同法によると、採用から最初の二年間は、若年労働者の育成強化を目的として、企業内外で研修や職業訓練などが行われる。この面では、若年者が個人的な職業訓練を受ける権利を「就職後一カ月」で付与するという優遇措置が盛り込まれた(注3)。若年者への「人的投資促進」が狙い。

給与は、他の雇用契約と同様に支払われる。その結果、他の期限の定めのない雇用契約 (CDI) を締結して採用された若者より賃金が低くなるということはない。また、CPE契約により就労していた若者が、実働四カ月後に解雇された場合、月四六〇ユーロの失業給付が国から支給される。期間は二カ月間。

さらに、CPEの場合は敷金の分割払いや連帯保証人無しで住居を借りることができる。家賃が払いとなくなった場合には、一八カ月を限度に借り主に代わって家賃が支払われるロカパス (LOCAPASS) というシステムを利用することも可能である(注4)。政府は、CPEは若年者を「下

り早く、より確実に」安定した職に就くことをめざすものであるとし、CPEを通じて、多くの若者が「職・住」だけでなく、「生活そのもの」の安定を手に入れることができると主張していた。

各方面の反応と法案審議

こうした政府の主張に対し、労働組合や野党だけでなく、与党の一角を占める中道政党UDF (フランス民主主義連合) や高校生、大学生などが「雇用を不安定化させるもの」と強く反発。抗議運動は、全国各都市に広がった。

フランス民主労働同盟 (CFDT) は、「若年者層における雇用の安定化どころか、この新たな制度は、雇用主にいつでも若者を解雇する権利を与えている」と主張。「ド・ヴィルパン首相は、若年者における雇用の不安定さをさらに拡大させる選択をした」と強く非難した。労働者の力 (FO) は、「二六歳未満の若者が、新たな差別に直面している」とし、労働総同盟 (CGT) は、「労働に関する権利の大きな後退」という見解を示した。

社会党のオランド党首は、「労働権の破壊の第一歩」と断じ、同政策を撤回させるために、「あ

らゆる手段を用いて、強く反対する」と宣言。UDFは、「この契約における最初の二年間は非常に不安定であり、とても良い提案とは言い難い」とし、反対する立場を表明した。

さらに、高校生や大学生の組合は、この政策を「若者の雇用を不安定で不確実にするもの」であるとして、一月末から断続的にデモ行進など抗議運動を展開。CPEを「若者使い捨て採用契約 Contrat Poubelle Embauche」と表現する声もあがった。

二月三日から四日にかけて、レ・ゼコー誌が一五歳以上の一五〇〇人に対して実施した世論調査(電話調査)によると、「CPEにより、不安定な雇用状態の若年者が増加する」と考えている国民は、六〇%にのぼった。最大の理由は、CPEの「最初の二年間は容易に解雇できる」という部分。一方、「不安定な雇用状態の若者が減少する」と考えている国民は三五%。研修や派遣、有期雇用契約などで就業している若年者が、CPEにより期限の定めのない雇用契約として採用されることが可能となると考えている。

こうしたなか、一月三十一日、CPE導入を盛り込んだ「機会均等法案」の審議が開始。野党は、このCPEに強く反対したが、政府は「緊急性があり、一刻の猶予も許されない」として、

二月九日、国民議会（下院）で同法案を強行に通過させた。その後も組合や大学生、高校生の組織がデモを呼びかけるなど、全国的な抗議運動が続いたが、三月九日、同法案は上院で可決された。これを受けて、学生や労組らの抗議運動はさらに拡大。CPEの撤回を求める大規模なデモが続いた。

野党・社会党（PS）は、憲法会議にCPE導入の違憲性の審査を申請。三月三〇日、憲法会議は「CPEは合憲」との判断を下した。この判断を受け、同法は大統領の署名・公布を待つのみとなったが、若者らの強い抗議を配慮し、シラク大統領は、内容を一部修正したうえで同法に署名することを表明。しかし、学生・労組の反発は収まらず、最終的に「CPE撤回」という答えを出すこととなった。これまでの政府の半ば強引な決定に対する国民の不満は、ド・ヴィルパン内閣の支持率急落というかたちで表れている（注⑤）。今回のCPE導入をめぐるのは、雇用促進を優先課題として掲げてきた内閣の勝負どころといわれていた。ド・ヴィルパン首相の「雇用のための闘い」の第二ステージは、厳しいスタートとなった。

1. 二〇〇一年より上昇傾向が続き一〇%前後を推移していた失業率は、ド・ヴィルパン

内閣発足（〇五年六月）後、低下傾向にあり〇六年一月には九・六%（ILOの定義による）にまで低下した。しかし、二五歳未満の失業率は二二・八%（〇六年一月）と依然として高く、ド・ヴィルパン首相は、「欧州のなかでも、もっとも高い失業率」とし、若年者の失業対策の緊急性を強調していた。

2. フランスの雇用契約は一般的に、「期間の定めのない雇用契約（CDI=Des contrats a durée indéterminée）」と「有期雇用契約（CDD=Des contrats a durée déterminée）」にわかれる。CDIについては、〇五年八月にも新しいタイプのCDIが実施されている。これは、CNE(Contrat nouvelle embauche)と呼ばれ、今回のCPEとかなり類似している。大きな違いは、CPEは①年齢制限つき（二六歳未満）、②従業員数二〇人以上の企業に適用される——の二点である。なお、CNE(新しいタイプの「期間の定めのない雇用契約（CDI）」については、当機構HPで紹介しているの

で参照されたい（http://www.jijigo.jp/foreign/jihou/2005_9/france_01.htm）。

3. 通常は、就職後一年を過ぎた者のなかから、勤続年数の長い順にその権利を行使でき

ることになっている。

4. フランスでは、住居を借りる際、一般的に家賃の五倍以上の所得を有するものを連帯保証人として求められることが多い。両親であっても低所得者であれば連帯保証人にならないということも少なくない。最近では、家賃の高騰など住宅事情は悪化しており、敷金の支払いや連帯保証人をたてることができないうケースが増加している。そうした際の連帯保証人のかわりになるのが、ロカパスというシステムである。

5. 内閣支持率は、〇六年三月初旬、政権発足以来最低の三七%にまで落ち込んだ（リベラシオン紙）。

（国際研究部 町田敦子）

ドイツ

ストライキを背景にしたドイツ二大労組の動き

ドイツの公共部門労働者が二月初旬にストライキに入り、三月二日現在で六週間を経過しているが、依然として解決の糸口は見えていない。このストの争点は、主に使用者側の労働時間延長の提起とそれに対する公共サービス労組のVerdi（ヴェルディ）などの反発にある。一方、金属産業でも、これまでの賃金協約の有効期間が二月末で

きれ、金属産業労組（IGメタル）が五%の賃上げ要求を掲げて使用者団体と交渉を始めている。この二大労組の姿勢には、産業分野を問わない労働時間延長とフレキシブル化、企業の競争条件の激化などがある。

公共部門労働者の大規模スト

ストはまず、二月六日にバーデン・ヴュルテンベルク州の公共労働者から始まった。公共サービス労組ヴェルディはこの段階で「何週間にもわたる」ストの可能性を示唆している。ドイツでは、公共労働者の大規模ストは一四年ぶりとなる。その後、同月三日には、ニーダーザクセン、バイエルンなど九つの州にストが拡大し、期間も長期化する様相を深めた。対象職場は、託児所のほか、ごみ収集、病院・医院など。

ヴェルディは、経営者側から提起されている地方自治体労働者の週四〇時間労働制実施に対して反発し、現行の週三八・五時間の維持を求めている。ヴェルディ関係者は、「週四〇時間制になれば多くの若年層が職を失ったままになる。良くない事態だ」とコメントしている（「シユピーゲル」電子版、二月七日付）。三月二日現在、スト解決の糸口はまだ見えていない。ストが最初に展開されたバーデン・ヴュルテンベルク州では、前日の二〇日にスト収束のための調

停プロセスが不調に終わったのを受け、ヴェルディは「労働争議の速やかな終結は予期できない」との立場を示した。ロイターの電子版記事（三月二日付）によると、使用者側は当初提起した週四〇時間労働から、「三九時間余り」まで歩み寄りの用意を示している。これに対してヴェルディ側は「最大でも三九時間」を求めている。

金属産業の動向

IGメタルは、現在すべての地区で賃上げ五%要求を掲げている。バーデン・ヴュルテンベルク州地区では、使用者団体から他地区より早く賃金協約を破棄したために、平和維持義務（労働協約の両当事者が労働争議を行わず交渉による解決の努力を義務づけられる）の期間が終了し、三月一日にはダイムラー、ポルシェ、ボッシュなどの従業



海外労働事情

員を含む約一万人が参加して警告ストが行われた。この段階では、経営側は1%強の賃上げ余地のみがあるとされており、組合側要求との隔たりは大きい。

他地区の平和維持義務期間は三月二十九日までに切れる。ノルトライン・ヴェストファーレン州では、スト権投票を行って使用者側への圧力を強めている。

三月中にも警告ストが実施される可能性がある。組合側は賃上げ要求に加えて、企業に対して「製品および生産プロセスにおけるイノベーション」を義務づけ、企業はそれに従って従業員の仕事資格取得の要求を満たすべきだと主張している。ただし使用者側はこの要求に対しては否定的だ。

(国際研究部・主任調査員
吉田和央)

イギリス

教育改革法案が通過し 育格差の是正をめざす

二〇〇六年三月、教育改革閣連法案が最大野党保守党の賛成を得て可決された。ブレア労働党政権は一九九八年の発足以降、教育改革を最重要政策課題としてきた。今回の改革法案は〇五年一〇月に教育技能省が発行し

た教育白書「学力水準の向上とより良い学校をすべての人へ」の方針を基本的に踏襲したものの、特に国際競争力の基礎となる義務教育の再編に主眼をおいており、官設民営方式で運営される「委託学校(トラス・スクール)」の創設などが盛り込まれている。

義務教育の基礎学力低下が課題

英国における義務教育は五歳から一六歳までの一一年間。うち五〜一六歳の中等教育と一〜一六歳の中等教育に区分されている。英国は義務教育後の進学率が他の先進国と比較して低い。「英国の技能(Skills in the UK: The long-term challenge)」(注1)によれば、英国成人の約三分の一が卒業のための資格(注2)をもたず、六人に一人は初等教育で習得すべき読み書きの能力に欠けるなど、義務教育における基礎学力の低下の問題が指摘されている。

基礎学力を身につけることができないう若者は定職に就けず、失業を繰り返す傾向がある。このため、義務教育期間にいかにか基礎的な学力や技能を修得させるかが政策課題となっている。

地域、学校間の格差も問題に



義務教育を行なう公立学校はわが国同様、地方自治体によって運営され、全国統一の学習指導要領(ナショナル・カリキュラム)に基づく教育を行なっている(注3)。学習到達目標への達成状況を測るために「全国テスト」が実施され、テストの結果は学校ごとに毎年公表される。また、教育技能省から独立し国会に対して直接責任を負う「教育水準監査院(OFTED)」がすべての学校を定期的に監査し、結果を公表している。この監査は各校を格づけすることが目的ではなく、学校教育の現実を把握し、現実にあった学校経営計画を立てるための、改善につながる評価機能の開発であると位置づけられているものの、地域間、学校間の格差という問題を浮き彫りにした。

公立校に官設民営のノウハウを導入

今回、政府が改革案に盛り込んだ委託学校は、公立校における教育の質が低迷している状況の改善をねらったもので、費用は公費でまかなうが、運営は民間に委ねるといって「官設民営」方式で運営される。カリキュラムの設定も私立校同様一定の裁量を与えられる予定となっている。

【注】

1. 政府の委託を受けてリーチ卿が行なった能力開発に関する中間レポート
2. 英国では義務教育修了時にGCSEとよばれる国家試験を受け合格することが求められるが、この試験を受けずに学校を去る者が少なくない。
3. 一九八八年教育改革法の制定に伴いナショナル・カリキュラムが導入される以前は地方自治体によって異なるカリキュラムを用いていた。

(国際研究部 淀川京子)

EU

欧州グローバル化調整基金の創設

欧州連合(EU) 欧州委員会

は三月一日、年間五億ユーロを上限とする新しい「欧州グローバル化調整基金(EGF)」の創設を発表した。EGFは、世界貿易の構造変化の結果として解雇された労働者に対し、EUが加盟国、地域、地方レベルの努力を補完して支援を行うものである。支援策には、求職支援個人にあった再訓練、企業家精神の醸成、自営業の支援などが含まれる。EGFは、目的に合致したサービスに対して一回限り出資し、最長一八カ月間継続される。

また、五〇歳以上の労働者に対する補助的賃金手当や訓練参加者のための手当のような、特別の臨時的な「就労手当」を支給する。これは、中小企業を含む、多国籍企業や国内企業において解雇された労働者が新しい仕事を見つけ定着するための支援を目的としている。

EUは、毎年三万五〇〇〇〜五万人の労働者が基金を利用できるよう予算措置する。集団解雇が発表された会社の下請け企業やサプライヤーに雇用される労働者も基金の支援策を利用できる。EGFは、すべての加盟国に対して同条件で適用される。各国の数量割り当てはないが、EGFの支援が一国に集中しすぎないよう公平な運用がなされる。

【出所】

欧州委員会ホームページ
(国際研究部 大島秀之)